


環境省・オフセット・クレジット (J-VER) 制度認証委員会  
(事務局: 気候変動対策認証センター) 御中

平成 23年 6月 29日

## オフセット・クレジット (J-VER) プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット (J-VER) 制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

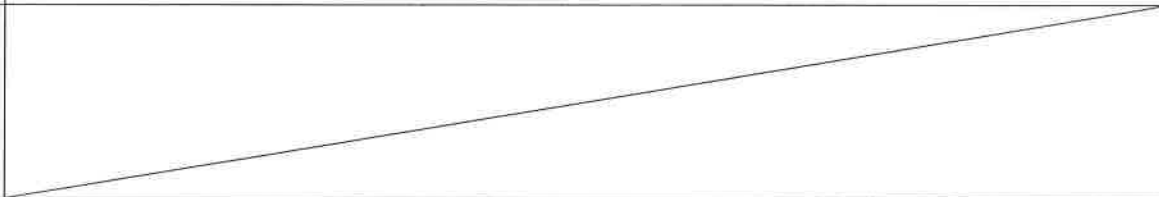
プロジェクト名 <sup>1</sup>			
九州内 九州薪・木質ペレット活用協議会における薪と木質ペレットの活用による CO <sub>2</sub> 削減			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	NPO 法人 九州バイオマスフォーラム (エヌピーオーホウジンキュウシュウバイオマスフォーラム)		
住所	〒869-2612 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5816		
代表者氏名	椛田 聖孝	代表者役職	理事長
担当者氏名	中坊 真	担当者 所属部署・役職	事務局長
担当者 E-mail	nakaboh@aso.ne.jp	担当者電話番号	050-3305-6577
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	ペレットストーブ、薪ストーブの使用者である個人、法人		
プロジェクト参加者名	河津造園株式会社 木場木材工業株式会社 はま造園土木株式会社 有限会社松田産業 株式会社カジワラ		
オフセット・クレジット (J-VER) 取得予定者			
事業者名(フリガナ)	NPO 法人 九州バイオマスフォーラム		
	以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			

<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□ (排出削減技術) を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社
----------	--------------

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p>（具体的な内容を簡潔に記載すること。）</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>NPO 法人九州バイオマスフォーラムが事務局を務める「九州薪・木質ペレット活用協議会」には、複数の薪・木質ペレット生産販売事業者が会員として加入しており、協議会のホームページ上に開設したオンラインショップや電話・FAX 等による通信販売・店頭販売等で、薪とペレットを利用者に販売していく予定である。今回は協議会の活動の一環として J-VER 制度へ参加する。J-VER 制度への参加を同意したストーブユーザーが灯油ストーブ等による化石燃料使用の代わりに、木質バイオマスを燃料利用することで、CO<sub>2</sub>排出量を削減するプロジェクトである。また、灯油等と比較して手間がかかる上に割高となっている薪や木質ペレットを継続して利用してもらうために、オンラインショップ等のポイントや商品券等としてオフセット・クレジット（J-VER）収益を消費者に還元することで、木質バイオマス燃料のインセンティブを付与し、継続利用を促すことを目的とする。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>本プロジェクトは、適格性基準を満たしている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>関連する許認可及び関連法令等については、対応済みである。</p> <p>【採用技術】</p> <p>(1) 薪・ペレット製造装置・機器（代表的設備）</p> <p>チェーンソー : 新宮商工製、新ダイワ製、STHIL 製等                  薪割り機 : BRAVE 製、PICKPINE 製、MTD 製等                  ペレット製造装置 : 大気テクノ製</p> <p>(2) 薪・ペレットストーブ（代表的設備）</p> <p>薪ストーブ : PECAN 製、Dutchwest 製、NESTOR MARTIN 製等                  ペレットストーブ : さいかい産業製、サンポット製等</p> <p>【モニタリング方法】</p> <p>ペースライン排出量はプロジェクト実施者への薪・ペレットの販売量を販売伝票で把握し、各プロジェクト実施者がどの種類の化石燃料等を代替したのかを把握するアンケートに基づいて算出する。薪・ペレット製造によるプロジェクト排出量は、各参加事業者が購買伝票や製造設備・機器の稼働時間等をモニタリングし、方法論の算定式を基に算出する。県外への運搬によるプロジェクト排出量は運搬距離と運搬車両をモニタリングし、燃費法に基づいて算出する。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>当プロジェクトは GHG 算定式の方法論へ準拠している。</p>

<sup>2</sup> プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	<p>【モニタリング体制】</p> <p>薪・ペレット製造時の化石燃料・電力消費量、運搬時の化石燃料消費量、薪・ペレット販売量については各参加事業者においてモニタリングする。データの確認、承認、集計は九州バイオマスフォーラムが行う。内部監査は九州バイオマスフォーラム監査が行う。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1)教育・訓練</p> <p>J-VER 制度の仕組み、モニタリング方法、今後の活動計画等について参加事業者を対象に、九州バイオマスフォーラムが 2011 年 3 月 8 日、4 月 8 日に説明会を行った。</p> <p>(2)情報の管理</p> <p>薪・ペレット製造販売事業者におけるデータは、参加事業者にて伝票、化石燃料・電力消費量、販売量の記録を保管する。伝票、モニタリング結果の写しについては、九州バイオマスフォーラムにて保管する。</p> <p>(3)データの確認</p> <p>九州バイオマスフォーラム職員が、算定結果データを毎年記録する際に、他の担当者によるダブルチェック等により、算定結果データの正確性を確認する。</p> <p>(4)内部監査の実施</p> <p>九州バイオマスフォーラムはプロジェクト・モニタリング計画書作成後に収集・集計した資料を突き合わせ、計画書通りに実施されているか内部監査を年に 1 回以上行う。</p>																											
<p>プロジェクト実施場所</p>	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <table border="1" data-bbox="320 1140 1334 1612"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造</td> <td>河津造園(株)</td> <td>熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道 1323-5</td> </tr> <tr> <td>製造</td> <td>木場木材工業(株)</td> <td>熊本県山鹿市鹿本町庄字塚原 1691-2</td> </tr> <tr> <td>製造</td> <td>はま造園土木(株)</td> <td>熊本県熊本市龍田弓削 601-4</td> </tr> <tr> <td>製造</td> <td>(有)松田産業</td> <td>熊本県八代市新開町 3-33</td> </tr> <tr> <td>製造</td> <td>(株)カジワラ</td> <td>熊本県菊池市野間口 545 番地 1</td> </tr> <tr> <td>製造</td> <td>九州バイオマスフォーラム</td> <td>熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5816</td> </tr> <tr> <td>利用</td> <td>個人</td> <td>九州各県内 19 箇所</td> </tr> <tr> <td>利用</td> <td>法人</td> <td>九州各県内 1 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	住所	製造	河津造園(株)	熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道 1323-5	製造	木場木材工業(株)	熊本県山鹿市鹿本町庄字塚原 1691-2	製造	はま造園土木(株)	熊本県熊本市龍田弓削 601-4	製造	(有)松田産業	熊本県八代市新開町 3-33	製造	(株)カジワラ	熊本県菊池市野間口 545 番地 1	製造	九州バイオマスフォーラム	熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5816	利用	個人	九州各県内 19 箇所	利用	法人	九州各県内 1 箇所
種別	名称	住所																										
製造	河津造園(株)	熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道 1323-5																										
製造	木場木材工業(株)	熊本県山鹿市鹿本町庄字塚原 1691-2																										
製造	はま造園土木(株)	熊本県熊本市龍田弓削 601-4																										
製造	(有)松田産業	熊本県八代市新開町 3-33																										
製造	(株)カジワラ	熊本県菊池市野間口 545 番地 1																										
製造	九州バイオマスフォーラム	熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5816																										
利用	個人	九州各県内 19 箇所																										
利用	法人	九州各県内 1 箇所																										
<p>&lt;方法論 R001・R002・R003 のみ&gt; プロジェクト対象面積</p>																												
<p>プロジェクト期間</p>	<p>2010 年 4 月 1 日 ~ 2021 年 3 月 31 日( 11 年 0 ヶ月)</p>																											
<p>クレジット期間</p>	<p>2010 年 4 月 2 日 ~ 2013 年 3 月 31 日</p>																											

プロジェクト 計画開始届 提出日	2011年 4月 8日						
妥当性確認 終了日	2011年 6月 28日						
想定 削減・ 吸収 量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 <sup>3</sup>
	t-CO2			2	425	425	852
適用モニタリ ング方法ガ イドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.3.0						
適用方法論	方法論番号	JEAM 003 ver.4.0					
	方法論名称	木質ペレットストーブの使用					
	方法論番号	JEAM 007 ver.1.1					
	方法論名称	薪ストーブにおける薪の使用					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウ ントの防止 の措置を講 ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

<sup>3</sup> 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウ ントの防止 措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
------------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: \_\_\_\_\_

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄



以上